

# 建設現場における「働き方改革」の推進 — 2021年度を目途に、週休二日の定着を目指す —

一般社団法人日本建設業連合会 副参事 **たかはし ひでのり**  
**高橋 秀典**

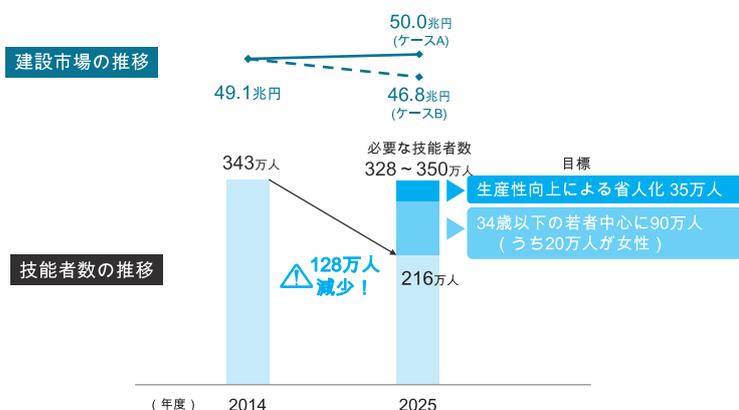
## 1. はじめに

政府は、2017年3月、「働き方改革実現会議」において『働き方改革実行計画』を策定し、長時間労働是正の観点から、いわゆる36協定に対して罰則付きの上限時間の導入を決定した。また、これまで時間外労働の上限規制の適用外であった建設業に対しても、改正法施行後5年間の猶予期間を設けた上で、他産業と同様に罰則付きの上限規制が適用されることとなった。

日本建設業連合会（以下、日建連）は、2015年3月に発表した「再生と進化に向けて－建設業

の長期ビジョン－」において、2025年度までに128万人の建設技能労働者の離職が見込まれていることから、「90万人の新規入職者確保（うち、女性20万人以上）」と「35万人の省人化」を目標に掲げている（図－1）。長時間労働を是正し、建設業の就業環境を改善することは、担い手確保のためにも不可欠であるとの認識にたち、『働き方改革実行計画』の策定を契機に週休二日の定着に向けて取り組むことを3月27日の理事会で決議し、その推進体制として「週休二日推進本部」を設置した。

本稿では、当本部設置の背景や推進体制の概要、検討課題等について報告する。



※建設市場は、国土交通省が発表している建設投資に民間建築分野の維持修繕分を加えて推計(実質値)  
※ケースAはアベノミクスの経済対策による成果が着実に出了場合、ケースBは経済が足許の潜在成長率並に推移した場合

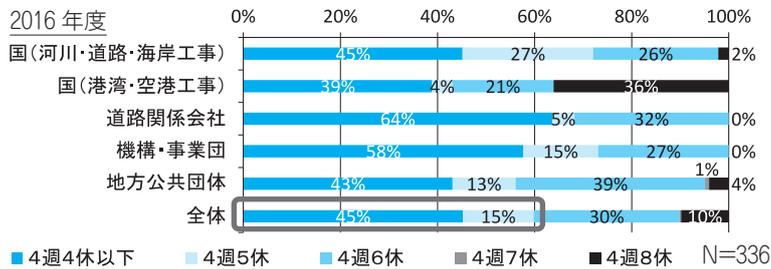
図－1 建設市場の見通しと世代交代目標



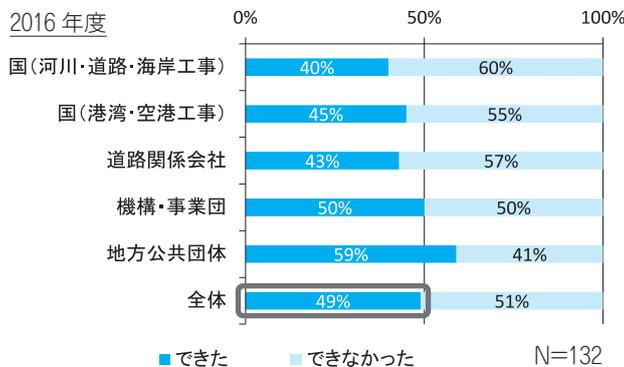
## 【土木】

○4週5休以下で休日設定をした現場が全体の約60%であり、かつ実際の取得状況は計画の約50%であり、実態としては約80%が4週5休以下の休日取得になっている。

## ①工事開始時の休日設定



## ②設定した休日の取得状況



※日建連土木本部『平成28年度 公共工事の諸課題に関するアンケート調査』より抜粋

## 【建築】

○2016年9月～11月の調査において、4週4閉所(10月は5週5閉所)の現場が最も多く(約70%)、次いで、4週5閉所(10月は5週6閉所)の現場が多い。

## 現場閉所日数

		9月	10月	11月
土曜日数		4	5	4
日曜日数		4	5	4
現場数		415	415	415
現場閉所日数	0日	13	8	12
	1日	2	5	5
	2日	7	4	14
	3日	26	6	12
	4日	274	20	264
	5日	54	286	76
	6日	18	53	19
	7日	8	16	3
	8日	13	5	10
	9日	—	3	—
10日	—	9	—	
平均閉所日数		4.2	5.1	4.1

※日建連労働委員会『平成28年度 建設技能労働者の人材確保・育成に関するフォローアップ調査』より抜粋

図－3 建設現場における休日取得の実態調査

## 4. 週休二日推進の基本方針

前述のとおり、約8割の現場が4週5休以下といった現状の中で、週休二日を推進していくこと

になるため、具体的な検討作業は、タイトなスケジュールの中で、相当なハードワークになるものと予想される。このため、4月18日に開催した当本部の初会合において、「週休二日推進の基本方針」を取りまとめ、本基本方針を指針として、今後の検討を進めることにした（表-1）。

表-1 週休二日推進の基本方針

### 1. 当面の検討スケジュール

- (1) 会員会社やその協会の、専門工事業団体、労働組合等との意見交換、ヒヤリングを行い、7月末を目途に課題や論点を整理し、9月末に推進方策の素案をとりまとめる。
- (2) 幅広い関係者から、素案に対するご意見を伺い、年内を目途に「週休二日実現行動計画」を策定する。
- (3) その後、行動計画の周知、各社の実施体制の整備の促進など、実行に向けた所要の準備を行い、2018年4月より、行動計画を本格的にスタートさせる。
- (4) 毎年度、行動計画の進捗状況、週休二日の普及状況をフォローアップし、公表する。
- (5) 具体的な検討は、本部員企業の部長クラスで構成する「幹事会」で行う。  
また幹事は、各社における週休二日推進の実務面での中心的な役割を担う。

### 2. 当面の検討課題

- (1) 今から5年程度で、週休二日を定着させることを目標とする。
  - 2017年度～2021年度の5年間を対象期間とする日連連「週休二日実現行動計画」を年内に策定するとともに、2017年度については、各社それぞれ週休二日の推進方策を検討する期間とする。
- (2) 週休二日の形態としては、単に4週8休を目指すのではなく、原則として「現場の土曜閉所」を目標とすることを基本方針とする。
  - 休日（祝日、GW、盆休み、年末年始休暇等）や対象現場（新設・新築／改修、山岳土木等）の取扱い
  - 週休二日の普及状況（現場閉所の状況）のフォローアップの方法、時期
- (3) 土曜閉所実現のための基本的な課題として、工期延伸とコストアップを社会全体に受け入れていただくための官民の発注者への働きかけを行う。
  - 国土交通省が設置する「発注者を含めた関係者で構成する協議会」に主体的に参画
  - 意見交換会における公共工事発注者への協力要請
  - 民間工事の発注者の理解促進のための取組み
  - 業界内外に向けたムードづくり、キャンペーンなど
- (4) 一斉実施に向けた業界内の意識の徹底
- (5) 週休二日を可能とするための環境整備を発注者に要請する。
  - 適切な工期の設定
  - 発注の平準化（公共工事）
  - 積算基準の改訂（公共工事）など
- (6) 稼働日数が減少しても建設技能者の総収入が減らないための方策を検討する。
  - 労務単価の改善
  - 休日作業が避けられない場合の割増賃金の支給
  - 社員化（月給制）の促進など
- (7) 自助努力を徹底する。
  - 生産性の向上
  - 週休二日を前提とした契約
  - 下請取引の適正化
  - 工期、価格のダンピング排除

### (1) 当面の検討スケジュール

7月末を目途に、課題や論点を整理し、9月末に推進方策の素案を取りまとめ、年内を目途に『週休二日実現行動計画』を策定する。その後、行動計画の周知、各社の実施体制整備の促進など、実行に向けた所要の準備を進め、2018年4月より、行動計画を本格的にスタートさせることとしている。

また毎年度、具体的方策の進捗状況、週休二日の普及状況等をフォローアップし、公表する。

### (2) 当面の検討課題

- ① 時間外労働の上限規制適用の猶予期間が5年であることから、「今から5年で、週休二日を定着させること」を目標とした。このため、行動計画は、その取りまとめや各社での推進方策の検討等、2017年度の活動も盛り込んで、2021年度までの5年間を対象期間として策定する。
- ② 週休二日の形態としては、単に4週8休を目指すのではなく、現場の「土日閉所」を原則とするが、祝日を閉所にすると、週3日閉所となる月が毎月発生、または3連休になることもあるので、各社の裁量とすることも含めて、祝日の取り扱いを検討することとしている。
- ③ 週休二を進めるには、適切な工期の設定がとりわけ重要となる。特に民間発注工事については、週休二日を前提とした工期の設定を受け入れていただくためにどのような取組みが必要か、また、業界の意識改革や社会の理解を促進していくには、社会的な運動にしていくことも重要である。そのためにはどのようにしていけば良いかなど、推進のやり方についても、しっ

かりと検討していくこととしている。

- ④ 週休二日は、少なくとも日建連会員企業が足並みを揃えて、一斉に実施することが必要であることから、そのための枠組みについても検討していく。
- ⑤ その他、稼働日数が減少しても建設技能労働者の総収入が減らないための方策や生産性向上をはじめとする自助努力など、基本方針に盛り込んだ検討課題について、幹事会を中心にしっかりと議論し、また、専門工事業や労働組合、国土交通省等、多くの関係者との意見交換を適切に行いながら、行動計画を取りまとめることとしている。

## 5. おわりに

政府の『働き方改革実行計画』では、石井国土交通大臣の大変なご尽力により、発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など、全政府的なバックアップ施策が盛り込まれている。また国土交通省におかれては、「週休二日支援ツールにより、週休二日による工事の発注を推進する」ことを平成29年度直轄工事の発注方針とされるなど、まさに建設業の週休二日を実現する千載一遇の好機に恵まれたものと受け止めている。

この好機を逃さず、週休二日の定着に向けて、一気呵成に取組みを加速させると同時に、まさに社会的運動のような位置づけで、地道にねばり強く、そして着実に取り組むことによって、ある意味で建設業の産業としての生き残りをかけた、将来に向けての一大プロジェクトを何としても成し遂げたいと考えている。